

建築物の所有者・管理者の皆さんへ

# 空き家の適正な維持管理をお願いします

固市街地整備課☎43-2824固市ホームページ内で「空き家」を検索

## 適正な維持管理が行われていない空き家とは

老朽化または台風などの自然災害により倒壊するおそれのあるものや、建築材などを飛散させ他人の生命・身体または財産に損害を及ぼすおそれのあるものをいいます。具体的には次のようなものを「八戸市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく指導の対象としています。



## 空き家の管理(所有者・管理者の責務)

空き家などは所有者の財産です。所有者などは、空き家を適正に管理しなければならないと条例で定めています。民法でも、所有者などの管理が不適切だったために他人に損害を与えたときは、損害賠償責任を負うこととされています。

通行人や近隣住民などの人命に危害が及んでしまったり、取り返しのつかないことになりますので、日ごろから定期的に空き家などの状態を点検し、適切に維持管理してください。

特に台風の季節や春先など強風が予想される時は、前もって建物の点検を行い、危険箇所は速やかに修理するなどして危険防止に努めましょう。

なお、空き家の管理でお困りの場合は、ご相談ください。

### 主な点検・お手入れのチェックポイント

- |   |                                   |                                     |
|---|-----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 屋根・軒裏・外壁などの点検              | <input type="checkbox"/> 通風・換気    | <input type="checkbox"/> ポストの整理     |
| <input type="checkbox"/> 玄関や窓の施錠                    | <input type="checkbox"/> 庭木・雑草の確認 | <input type="checkbox"/> 玄関・敷地周りの清掃 |
| <input type="checkbox"/> 近隣への挨拶(近所の人に緊急時の連絡先を伝えておく) |                                   |                                     |

## 空き家が原因でお困りの方は情報をお寄せください

管理の不十分な空き家などがあり、周りに迷惑が掛かっている、または掛かりそうなときは、市までご連絡ください。情報提供があった場合、市がその空き家などの実態調査を行い、必要に応じて所有者・管理者に対し、助言・指導などを行います。